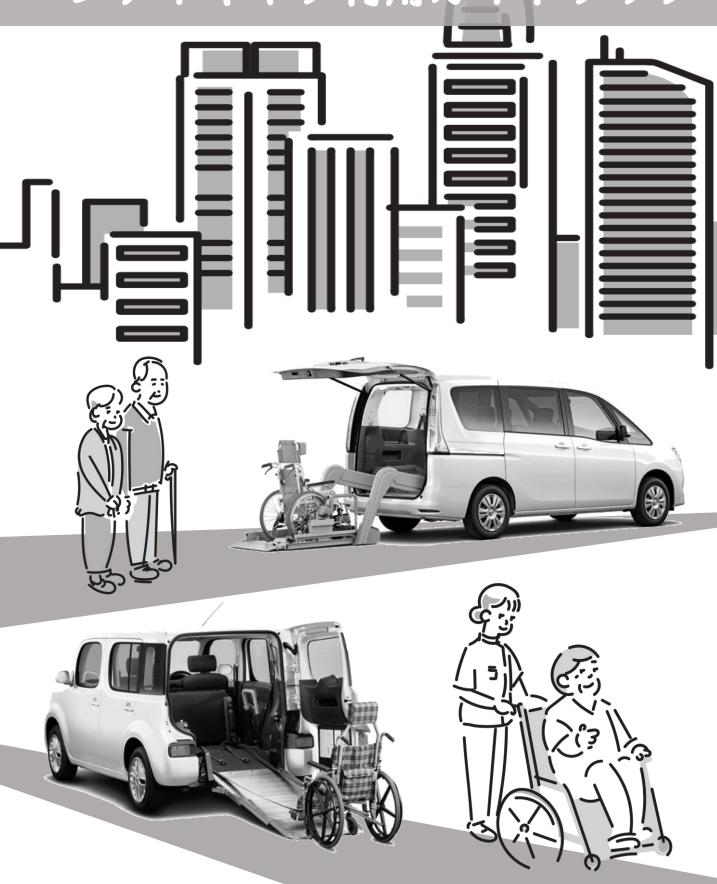
中央区社会福祉協議会

ハンディキャブ利用ガイドブック



I ハンディキャブとは

ハンディキャブは、車いすのまま乗り降りができる福祉車両のことです。 中央区社会福祉協議会では、区内に在住し、車いすを利用している方や肢 体の障害等により介助を必要とする方に対して、2台のハンディキャブを貸 し出しています。



<u>日産セレナ(リフト式)</u> 車いす1名 + 5名定員(運転者含む)



日産キューブ (スロープ式)

車いす1名 + 2名定員(運転者含む) ※車いすを利用しない場合は5名定員

2 登録について

登録手続きには4つのステップがあります。



①~③は利用者本人もしくは介助者(運転者でも可)による手続きが可能です。

④は、利用者のみで説明を受けることはできません。必ず介助者もしくは 運転者が説明を受けてください。なお、運転ボランティアによる運転のみを ご希望される方は④の説明を省略することができます。

登録手続きは要予約となります。事前にお電話等でお問い合わせください。 利用希望日のIO開所日前までに登録手続きを完了してください。

登録手続きにあたりご持参いただきたいもの



ハンディキャブを運転される方全員分の運転免許証の写し ※加入している自動車保険の適用が21歳以上となります。



登録年会費 2,000円(継続希望の方は年度ごとに頂戴します)

3 申込について

申込可能期間は利用希望日の1カ月前の日(午前8:30)から、利用希望 日前開所日の(正午)までとなります。運転ボランティアの紹介を希望の場 合は調整にお時間をいただきますので、利用希望日のIO開所日前までにお申 込みください。なお、利用希望日の1カ月前が土日祝日の場合は、その前開 所日が申込開始日となります。

利用希望日が31日(水)の場合は、 通常ですと1カ月前の同日が申込開始日 となりますが、土日を挟むため、前月 29日(金)8:30から申込が可能とな ります。

申込期限は運転ボランティア希望の場 合は18日(木)17:00まで、運転者 を利用者が確保する場合は30日(火) 正午までとなります。

月	火	水	木	金	土	В
25	26	27	28	29	-30	31
-1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
-15	16	17	18	19	20	21
-22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

申込予約フォーム、電話、メールのいずれかの方法でお申込みください。





② 電話



03-3206-0603 受付時間:平日8:30~17:00



·利用者氏名

・希望日時

・運転ボランティアの希望

申込の際は ・希望車両

·目的地

・乗車人数(運転者含む)

・車いすでの乗降の有無をお知らせください。

申込予約フォームでの申込は、いつでも空き状況の確認ができる他、申込 事項に漏れがなく手続きができるのでおすすめです。

申込手続き完了後、メール・FAX・郵送のいずかで利用証(8ページ参 照)が送付されます。記載事項に誤りがないかご確認ください。

4 利用条件について

①貸出実施日時

ゴールデンウィークや年末年始等、大型連休は社会福祉協議会が休業となります。そのため、大型連休とその前後I日の貸出は行っておりません。 また、破損や不具合、点検により車両の整備が必要となる場合も貸出はできません。

貸出時間は原則、9:00から17:00までとなります。必要と認められる場合は、この限りではありませんのでご相談ください。

②利用限度

利用限度は月3日まで

- ・最長2泊3日での宿泊利用も可能です。
- ・宿泊最終日から起算した1カ月前から 申込予約ができます。
- 宿泊利用時、運転ボランティアの 利用はできません。
- ※キャンセルを想定しての3日以上の予約もできません。

③運行範囲

運行範囲は 都内とその近辺 が 原則となります

運転ボランティアを依頼する際は、

- 区内とその近辺(中央区役所を中心におおむね 半径20km以内)が範囲となります。
- 利用者の乗降地のいずれかが区内であることが 必須となります。
- ※「通院」「入退院」「家族のお見舞い」「お墓参り」等の場合は例外となりますので、ご相談ください。

④運転者と介助者の考え方

利用者本人が運転することはできません。必ず第三者で運転ができる方とリフト操作ができる方(事前に実車説明を受けることが必須)を確保してください。運転者とリフト操作を行う方は兼ねることができます。

また、運転者の確保が難しい場合には、運転ボランティアの紹介を行っております。この場合、介助者は利用者自身で確保してください。運転ボランティアは運転とリフトの操作のみを行います。玄関から車までの介助、荷物運び、受診の付添、買い物のお手伝いなどは行いません。



- ・利用者が運転することはできません
- ・介助者が確保できない場合は 運転ボランティアの紹介はできません

5-① 当日の利用について【家族や知人等による運転】

(1) ポーチの受け取り

利用日当日に中央区役所守衛室にて、「運行日誌 (9ページ参照)」「車の鍵」が入ったポーチを受 け取ってください。利用者確認のため利用証を必ず ご持参ください。

(2) 出発前に行うこと

○アルコール検査(アルコールチェッカーはドリン クホルダーにあります)を実施し、アルコールが 検知されなかったことを確認後、運行日誌にレ点を付けてください。



○エンジンを付けてメーターの走行距離と時刻を確認し、運行日誌に記入してください。

(3) 帰着後に行うこと

- ○運行日誌に帰庫時刻と走行距離を記入してください。
- ○運行日誌の下部にある9項目のチェックリストを全て確認し、レ点及び〇印を付けて ください。報告者氏名の記入も忘れずにお願いします。

(4) ポーチの返却

ポーチに「運行日誌」「車の鍵」「走行距離に基づく燃料費」を入れて守衛室にお戻しください。なお、運行中にかかる駐車料金や有料道路料金は自己負担となります。

… 走行距離に基づく燃料費 …

1号車(日産セレナ)

<u>走行距離×1kmにつき20円</u> (小数点以下切り捨て) ◎ 5キロ以下の場合は一律100円 2号車(日産キューブ)

<u>走行距離×1kmにつき 15円</u> (小数点以下切り捨て) ◎ 5キロ以下の場合は一律 75円

おつりが出ないように、できる限り小銭をご用意ください!

一 宿泊利用時のお願い -

満タンにしてから



満タンの状態で





給油にご協力ください!

- ・出発時と返却時に給油したレシートを2枚ともご提出ください。
- ・出発時に給油した分の料金はレシートを確認してお返しいたします。
- ・返却時に給油したレシートを提出された場合は走行距離に基づく燃料費の支払いを免除いたします。

5-② 当日の利用について【運転ボランティア利用】

(1) 待ち合わせ場所での待機

運転ボランティアは利用証に記載されている開始時間に自宅や施設等の待ち合わせ場所へ伺います。待ち合わせ場所の建物の前で、介助者の方とともに待機をお願いします。 ハンディキャブを見つけたら利用者や介助者の方から積極的に運転ボランティアへお声がけください。

(2) 運行中に行うこと

- ○ボランティア活動用携帯電話の番号が記載されたカードを運転ボランティアより受け取ってください。
- ○利用者が通院等の用事を済ませている間、ボランティアは近隣駐車場あるいは、中央 区役所駐車場に車を停め、待機しています。
- ○用事が済んだら携帯電話へ発信の上、運転ボランティアへお迎えを依頼してください。
- ○<u>駐車場代</u>については、実費相当額をお支払いください。 また、待機中にボランティア が飲食した場合の費用は利用者負担となりますので、相当額をお支払いください。

(3) 利用終了時に行うこと

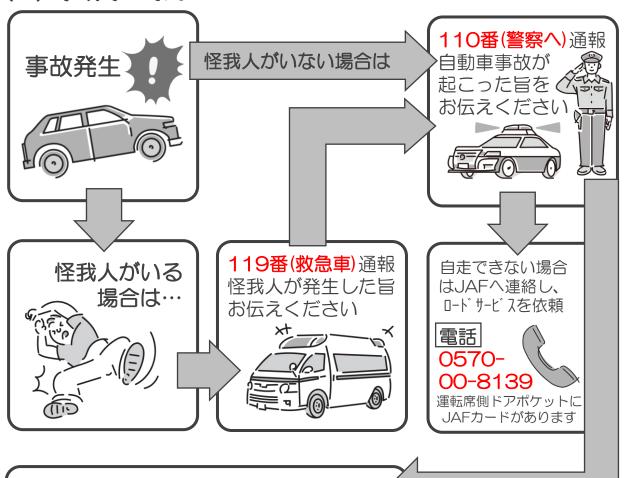
- ○到着後、利用者及び介助者は車内にごみが残されていないか確認してください。ゴミが残っている場合は、お持ち帰りにご協力をお願いします。
- ○走行距離に基づく燃料費額を運転ボランティアにお渡しください。運転ボランティア はおつりを用意しておりませんので、必ず小銭をご準備ください。

一 運転ボランティア利用時の注意点 ー

- ・安全運行の妨げとなる行為、運転ボランティアに対して敬意を欠く言動が見られた場合は、今後運転ボランティアの紹介をお断りします。
- 運転ボランティアに謝礼をお支払いいただく必要はありませんが、待機中の飲食費などは利用者がご負担ください。その他、有料道路料金や駐車料金も利用者負担となります。
- 予定コースや行き先の急な変更、時間延長はご遠慮ください。
- 原則、利用者不在での介助者のみの運転ボランティアの利用はできません。
- 運転ボランティアの都合により当日に活動休止する場合は移動に要した交通費(タクシー代等)をお支払いいたします。 社会福祉協議会まで領収書原本をご提出ください。



(1) 事故時の対応



【平日(開所中)の事故・故障】

社会福祉協議会までご連絡ください。

電話:03-3206-0603

【土日祝日(休業中)の事故・故障】

保険会社へご連絡ください。 「日産カーライフ保険」

電話:0120-981-923

(2) 故障時の対応



自走できる場合でも安全を考慮し、

JAFへロードサービスを依頼

電話

0570-00 -8139

運転席側ドアポケットに JAFカードがあります

留意事項です! 必ずご一読ください

- 事故の当事者同士で示談 は行わないでください。
- 警察(110番)へ必ずご連絡ください。交通事故証明書が取得できない場合は保険が適用できません。
- ・任意保険等に加入しておりますが、保険の適用については個別の状況において判断します。事故の状況により、利用者及び運転者の負担が発生する場合があります。

\Box	旦%1-	
/	最後に	

ご登録	はあたり、以下の内容をご一読の上、ご同意をお願いいたします。
	高風や降雪など悪天候が予想される場合は貸出を中止し、代替交通手段 なび交通費は利用者が負担します。※利用日前日までにご連絡します。
	運転者は運転前に必ずアルコール検査を実施します。
	通ルールを遵守します。交通違反をした場合は全責任は利用者あるいは運転者が負います。
	は故による損傷、自然故障が発生した場合は速やかに社会福祉協議会へ 連絡します。
	ハンディキャブの車内では喫煙はいたしません。また、ペットも同乗す っことはありません。
<i>7</i>]用者及び介助者はゴミを必ず持ち帰ります。
A	極転ボランティアの紹介を受ける利用者は、利用者自身で必ず介助者を 解します。また、運転ボランティアに対して敬意を欠く言動はいたしません。
	型転ボランティアや保険会社等のハンディキャブ関係者に対して、必要 こ応じて利用者情報の提供を行う場合があることに同意します。
	日泊利用時に利用者及び運転者はガソリンを満タンにし車を返却します。 日本道路の利用等で、車の汚れが目立つ場合には洗車のご協力をお願いいたします。

ハンディキャブ 1号車 利用証

No. 1

申	申込年月日 令和〇年〇月〇日						電話 090-0000-0000 FAX 03-0000-0000						
込	住所 中央区八丁堀〇-〇-〇												
者	氏名			中央	太良	ß		利用	者。	との続	柄	=	<u> </u>
利用	住所	2		中央区東日]本橋()	-O-C)						0000
者	氏名	9		社協	花子			_ 生年月日		昭和	〇年	〇月	08_
		寺 :	0	月〇日	(B)	10:0	00	^	,	16	:00
利用	(宿泊	白時)			()						
内	目 的 地:			中央区立病院									
容容			中央区築地〇-〇-〇										
	総	乗車人	数:.	3_名			車し)すでの乗降	の有	丽無	有		
通知	印方法			郵送			利	用証作成者					
備													
考								***************************************			***************************************		

ハンディキャブ貸出し事業実施要綱 第6条により、申し込みについて審査のうえ貸出しを適当と認め、利用証を交付いたします。

交付日: 令和〇年〇月〇日

社会福祉法人中央区社会福祉協議会

会 長 ×× △△

【お問い合わせ】

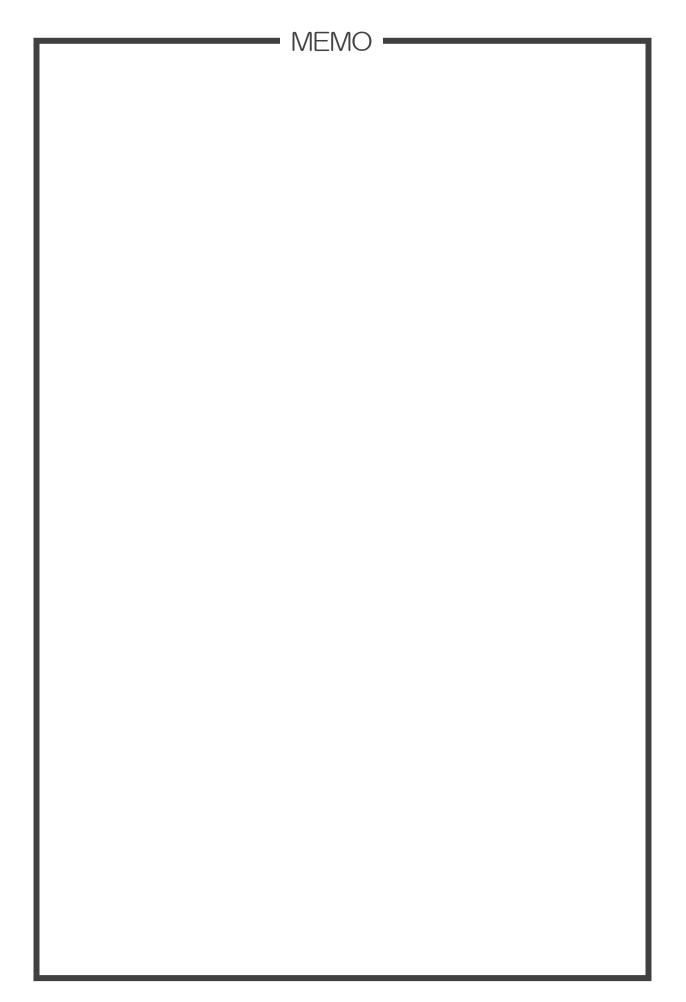
社会福祉法人中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部推進課 ハンディキャブ貸出し事業担当

住所:〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-5

電話:03-3206-0603 FAX:03-3523-6386

メール: zaitaku@shakyo-chuo-city.jp

	ハンラ	ディミ	キャフ	15	計車	運行	日誌	No.	-	1
1	 利用	30	:)月((В)	
	 利用者	託名	·:		社協	3 花	子	木	羕	
利用	 運車	云手	:		1	運転	ボラ	太郎		
内	開始場所	•	利用を	苦宅		終了場所	•	利用者	宅	_
容	目的	地:_	(4	中央区立病 中央区築地〇-	与院 O-O)
	総乗車の	人数 ^注 含む)	: <u>3</u>	_名	車い	すでの乗降	その有無 _	有	_	
備				***************************************			***************************************			
考	040 1000 A160 1001 A160 1000 1000 1000 100						***************************************			
	重転前に、 ✓をつけてく						ただけませ	ん。		
入庫	時刻: 詩刻:(精 時刻)			·9-表示 _ ·9-表示 _				走行距離(ンティア運転問 を行距離 		
	[時刻: 「小運転時)	時	分_	区役所:		km (C F切り捨て	※ポーチ	費 ; に入 ;	※車内の ご覧	<u>円</u> 対金表を うください
車体の)損傷など運転者	うのご意見	• ご感想な	ど						
	 運転者は	t、必す	9項目の	 Dチェッ	クと日	寸、氏名を	記入し	てくださ	٤٧١.	
1 2 3 4 5 6 7	# T 《 P 》	DFF 助者)による ック み5人乗化 ンプ類消り	士様に戻す 灯	・・ゴミ持ち帰 1	/2	※○印で記載 1 0		正体のキズ・	~ <i>E A</i> \$ 1	
	運行状況及び	十十十	いかない ノイ	< 上口し / / C	イン ソギ区口	v ル し まり	0			



一問合せ先・連絡先一

社会福祉法人 中央区社会福祉協議会 在宅福祉部 推進課 ハンディキャブ担当

〒104-0032 中央区八丁堀4-1-5
TEL 03-3206-0603 FAX 03-3523-6386
E-mail zaitaku@shakyo-chuo-city.jp

